

# 軍備部方式の破綻と海軍軍拡計画の再編（下）

—1883—86年—

池田憲隆

## 0. 序論

### 1. 軍備部方式の破綻

- 1) 「83年軍拡実行プラン」の概要
- 2) 「83年軍拡実行プラン」の遂行状況
- 3) 軍拡財源（増税分）の推移
- 4) 軍備部収支の検討（以上、前々号）

### 2. 艦船整備の展開過程

- 1) 艦船整備計画の大枠
- 2) 整備案（外国発注）の変遷
- 3) 整備の実施過程
- 4) 小括（以上、前号）

### 3. 海軍公債の発行と海軍軍拡計画の変容（以下、本号）

- 1) 海軍軍拡構想の展開
- 2) 再編軍拡計画と海軍公債の発行
- 3) 小括

### 4. 結論

## 3. 海軍公債の発行と海軍軍拡計画の変容

増税に財源を求める軍備部方式の破綻が、財政当局だけでなく政府内全般に周知のことになったのは、おそらく1885（明治18）年初めのことであったであろう。当時の歳入出決算は2ヶ年をもって完結しており<sup>1)</sup>、「明治十六年度歳計決算報告書例言」<sup>2)</sup>が「会計年度経過後八ヶ月即ち明治十八年二月ヲ限り其出納ヲ閉鎖」と述べているように、83年（明治16）度歳入出決算が確定したのは85年2月のことであった。この時点で、83年度の軍備部繰入そのものにかかなりの無理があったという事実<sup>3)</sup>が政府内で開示されていたかどうかは定かではないが、増税収入が予算額に遠く及ば

なかったことは周知の事実であったであろうし、そこから軍備部破綻は容易に推測しえたものと思われる。

他方で、82年度から始まった各庁経費据置方針は3年間という予定であったが、86年度から会計年度を変更すること（従来の〈7月→6月〉を〈4月→3月〉としたため85年度は9ヶ月という変則的な会計年度となった）が決定されたことを理由として、1年延長されて85年度まで続いていた。このため、86年度予算をめぐるのは新規要求が噴出した。このことは、軍備部破綻とも密接な関連を有していた。つまり、予定財源不足により軍拡計画の再編は必至となり、既定の軍拡計画を継続するためには新たな財源を確保する必要があった。それを前提にして陸海軍は新たな要求を準備していたし、その他省庁も4ヶ年にわたって経費を抑えられていたため、当然ながら大いなる不満をもっていただからである。こうして、86年度予算をめぐる政府内における抗争が展開されることとなった。

以上のように軍備部破綻が明らかになったことを契機として、政府内において財政問題がクローズアップされてきた。ここでは、この点に関係の深い海軍内部における軍拡構想の展開（1884年以降）をまず概観し、次にそれに対して政府内部の調整のなかで策定された軍拡計画の特徴について検討してみたい。

#### 1) 海軍軍拡構想の展開

すでにみたように、83年度に始まった海軍軍拡は予算を獲得していたにもかかわらず、その実施は大幅に遅延していた。1884（明治17）年5月、主船局長であった赤松則良は海軍卿に造艦計画案を提出し、早期策定を促した<sup>4)</sup>。それによると、艦船整備総数は49艦であり、83年度までに発注ないしは起工したものを除いて40艦（41艦？）を建造するというプランであった。そのなかには甲鉄戦艦5艦が含まれており、しかも建造総数はさきに閣議で承認されていた軍拡当初プランに基づく32艦建造案（表5を参照）を大きく上回るものであった。その点でこの案が軍拡予算残高の範囲内に収まるかどうか疑問視されるもの<sup>5)</sup>であるが、同じく赤松から翌年再度提出された上申書<sup>6)</sup>の文面からすると、既定予算に副うものであったと思われる。

それに対して、軍事部長であった仁礼景範は同年10月に、前述の赤松案を「其主義退守ヲ専トシ進戦ハ其期スル所ニ在ラサルモノ」と批判し、1等戦艦4艦を中心とした艦船整備案（総額約1860万円）を提示した<sup>7)</sup>。その概要は表8にまとめられている。それによると、建造すべき艦船は10艦であり、赤松案に比べて極めて少なくなっているが、これは1等戦艦＝甲鉄艦に予算の大半を割いたためである。赤松案の想定していた甲鉄戦艦は5000トン程度の艦であったと考えられるが、仁礼案の甲鉄戦艦は最新鋭艦を予定していた<sup>8)</sup>。既定の軍拡予算2664万円のうち、すでに支出済または支出が決定されたものが1061万円ほどとみられていたから、それを差引いた残高は1603万円程度であった。この仁礼案は予算残高を257万円ほど超過するものであり、これについては別途請求するとしていた。

表8 1884年仁礼造艦計画案(1884年10月31日)

(単位:千円)

艦種	整備艦船総数	発注艦船数	単価	発注金額
1等甲鉄戦艦	4	4	4,000	16,000
1等巡洋艦	4	0		
3等巡洋艦	8	0		
1等砲艦	4	3	400	1,200
2等砲艦	4	1	200	200
水雷艦	2	2	600	1,200
合計	26	10		18,600

(出典) 史料 [6] 1884年10月31日付海軍卿宛軍事部長意見より作成。

表9 1885年赤松造艦計画案(1885年2月21日)

(単位:千円)

艦種	整備艦船総数	発注艦船数	単価	発注金額
1等巡洋艦	4	0		
2等巡洋艦	2	2	1,000	2,000
3等巡洋艦	12	3	800	2,400
砲艦	18	14	300	4,200
水雷艇運送船	3	3	600	1,800
2等水雷艦	24	24	31	749
装甲水雷船	18	18	175	3,150
小計	81	64	2,906	14,299
その他				1,297
総計				15,596

(出典) 史料 [15] pp.46-47 より作成

(注) その他は、魚形水雷・水雷発射管・諸雑費の合計である。

こうして、海軍内において軍拡構想に関する路線対立が次第に明確になっていき、同年12月に朝鮮で起きた甲申事変を経て、対外戦略と密接に関連してその対立はより深化していった<sup>9)</sup>。前述の仁礼案に対して、翌1885(明治18)年2月には赤松主船局長が海軍卿宛に修正した案(表9を参照)を再度提出した<sup>10)</sup>。これは、前年の案と同様に既定予算に副うという点で予算総額は変わらなかったが、その内容は前案にあった甲鉄戦艦をすべて省き、水雷艇を中心とした整備案へと大きく様変わりしたものであった。その理由は「水雷船ノ製造著シク進歩シ仏国ニ於テハ他国ニ先チ製造中ナル者ハ勿論ニ存在セル甲鉄艦ヲモ全廢セントスルノ論アルニ至リ最早三ヶ年前ノ見識ヲ以テ満足スヘキニ非スト」という状況判断によるものであった。

しかし、赤松自身も「右計画ハ全ク巡洋戦艦ト水雷船ヨリ成立スルモノニシテ或ハ巨大ノ甲鉄艦数艘ヲ希望スル衆論ニ合期致サル義ト被存候」と述べているように、海軍内においては仁礼＝甲鉄戦艦路線の方が優勢であったと思われる。これは、海軍にとって「天佑」とも思えた壬午事変を契機とした軍拡予算獲得の再来を、甲申事変後の政治状況に期待する中堅層の台頭があったためでもあろう。

表 10 1885 年川村提議 (1885 年)

(単位：千円)

艦 種	整備艦船総数	発注艦船数	単 価	発注金額
1 等 甲 鉄 戦 艦	8	8	5,500	44,000
1 等 巡 洋 艦	16	12	1,200	14,400
2 等 巡 洋 艦	12	5	1,000	5,000
砲 艦	24	19	400	7,600
水 雷 運 送 船	4	4	500	2,000
1 等 水 雷 艦	12	12	156	1,872
2 等 水 雷 艦	32	32	20	640
合 計	108	92		75,512

(出典) 史料 [16] pp.20-21 より作成。

(注) 本史料には、総額のみで単価等の記載がないため、表 8・9 の出典等から推定した。

この路線対立は、1886 年度予算編成において一気に表面化した。同年 7 月と推定される時期に、川村海軍卿は太政大臣に対して既定軍拡計画の再編案を提議した<sup>11)</sup>。これは、同年 6 月、松方大蔵卿が閣議に対して今後の財政方針を決定することを求めたことへの海軍側の対応であったであろう。この案は「十六年度以降八箇年計画軍艦三十二隻新造ノ予定ヲ以テ進行中ノ処造船技術ノ進歩ト兵器製式ノ改良トニ伴ヒ茲ニ其計画ヲ改定スル要アリ」として、残り 5 ヶ年間で甲鉄戦艦 8 艦を含む 92 艦を建造するという膨大な計画であった (表 10 を参照)。それによると、この計画が総額約 7550 万円 (1 年当り約 1510 万円) であるのに対して、1885 年末時点での軍拡予算残高は約 1560 万円であり、約 5990 万円が不足するため、これを新たに要求するというものであった。

とはいえ、この川村提議は「今後ノ造船ヲ既定ノ軍艦製造費額ニ限ルトセハ甲鉄艦ノ製造ヲ止メ巡洋艦砲艦等二十二隻、水雷艇二十四隻、装甲水雷船十八隻ヲ新造セントス」という留保も付け加えており、結果として閣議に対して 2 つの案を併記した奇妙なものとなっている<sup>12)</sup>。後者の案は 85 年 2 月赤松案と同一であり、これによって海軍内部の軍拡構想の不統一がはからずも露呈された形となったのであった。

## 2) 再編軍拡計画と海軍公債の発行

前述のように、海軍は 1886 年度以降の軍拡計画再編案として、まず 6000 万円に近い巨額の予算案を提示した。他省庁も新規要求をおこなっており、陸軍省による砲台建築費と村田銃・弾薬製造費の繰上げ支出と、内務省による地方費一部国庫負担の拡大要求増額を加えると、総額で 7000 万円を超えるものであった。こうした動きに対して、政治・外交路線において共通理解をもち、経費節減を推進しようとする井上馨－伊藤博文－松方正義らを中心とした緊縮派がその後の政局を動かしていった、ということはすでに先行研究によって明らかにされている。緊縮派の基本方針は、海軍については巨額の新規要求を問題外とし、既定軍拡予算の執行のみを認めることであり、陸軍については新規要求に止まらず既定予算の一部をも削減するというものであった<sup>13)</sup>。

このように、軍備部破綻後における軍拡費の処理こそが緊縮派の最も大きな課題であったが、陸軍軍拡費の主たる部分が兵員増加費であったのに対して、海軍は軍艦製造費であったこともあって、陸軍と海軍とではその対処の仕方が異なっていた。陸軍に対しては、中堅層の抵抗によって当初目論んだ削減額は達成できなかったが、既定軍拡計画を繰り延べし<sup>14)</sup>、1886年度予算においては200万円程度の削減に成功する<sup>15)</sup>。しかし、海軍軍拡については緊縮派も一定の理解を示していたために、既計画予算額を保証すべく一般財源と切り離れた形で、新たな財源を公債発行によって確保することに決定したのである。

ところが、この新財源が示されるより前の1885(明治18)年12月に、川村海軍卿は甲鉄艦1艦を含む新たな建造計画の承認を閣議に求めている<sup>16)</sup>。この計画は、フランスのフォルヂ・エー・シャンチェー社に発注する1等甲鉄艦の予算総額約387万円(ただし正貨)のうち40万円について契約金として支払うことなど、85年度軍艦製造費予算に約82万円を追加要求するというものであった。これを、内閣の緊縮派や海軍内の水雷派に対する海軍の中堅層＝甲鉄艦派の抵抗という見方<sup>17)</sup>もあるが、新たな財源を要求するのではなく、84年度軍艦製造費の未消化分を充当することを求めており、陸軍のような既定予算の削減に対してむしろ防御線を張る戦術であったのではないだろうか。この案は翌86年1月27日に閣議で認められた模様<sup>18)</sup>であるが、結果として実現までには至らなかった。海軍公債という新財源が確実にになるとともに、新たに招聘された海軍省顧問エミール・ベルタン<sup>19)</sup>による艦隊構想提案が採用されて、甲鉄艦発注はあっさり撤回されたしまった<sup>20)</sup>のである。

ベルタン構想の中核には、まず沿岸警備を主眼として「此ノ目的ニ適當スル艦船ノ形式ハ一露砲々塔内ニ一門ノ六十五噸砲ヲ具有シ且ツ常ニ水雷艇ノ一群ヲ引率セル一隻ノ海防艦ニシテ其ノ吃水量大約四千噸ノ者ナリトス」<sup>21)</sup>という考え方があった。つまり、建造優先順位の最も高いものが4000トンクラスの海防艦であり、これをまず4艦建造し、次に50－60トンクラスの1等水雷艇を16艦、25－30トンクラスの2等水雷艇を12艦建造するというものである。この海防艦の設計は、基本的には防御的立場に立ちながらも、32センチ砲というこのクラスの艦には不釣り合いな巨砲を搭載することによって、清の主力戦艦に一応対抗しようというものでもあった。つまり「水雷学派の理論を基礎に財政・軍事戦略・外交論の整合性を保持しつつ、強硬派から一程の妥協を引き出し得る様に砲力にも考慮」<sup>22)</sup>した構想とみてよいであろう。

海軍公債の発行について、閣議が事実上承認したのは同年3月23日のことであつたらしい<sup>23)</sup>が、正式に提議され、海軍公債条例として公布されたのは新会計年度に入つて6月のこと<sup>24)</sup>であつた。83年度から8年計画が始まつた海軍軍拡計画は、すでにみたように軍備部方式が破綻したために再編を余儀なくされていた。旧計画の軍艦製造費予算総額は2664万円であつたが、85年度までに約990万円を支出したため、その残額は1670万円余であつた。そのため、86～88年度の3年間に総額1700万円の公債を発行して、海軍軍拡費残額の財源に充当するというプランが企画されたのである。

表 11 海軍軍拡再編案（1886-88 年度）

（単位：千円）

	1886 年度	1887 年度	1888 年度	総 計
新 計 画 軍 艦 製 造 費	1,651	4,035	4,475	10,162
旧計画注文済軍艦製造費	2,185	440		2,625
鎮 守 府 設 立 費	724	844	844	2,412
海 防 水 雷 費	240	480	480	1,200
褐色火薬製造場設立費	110	128		238
長浦横須賀間掘割費	50	50		100
合 計	4,960	5,977	5,800	16,737

（出典）史料 [19] (29-10) より作成。

こうして海軍公債発行によって、海軍軍拡は新たに再編されて存続した。表 11 は、その財源に基づいた海軍軍拡計画再編案の概要である。この再編案の特徴は、①総額において追加を認めないことが確認されたこと、②残り計画期間が5年から3年に短縮されたこと、③旧計画にはなかった鎮守府・造船所等の施設設備費や建築費が盛り込まれたこと、などであった。

これについて、海軍の追加要求を拒否し、軍拡計画のなかに施設設備費等が含まれることになって建艦費総額が縮減された点などを、緊縮方針の基本的貫徹として高く評価する見解<sup>25)</sup>があるが、そこでは期間の短縮と軍艦維持費の経常費化という2点が無視されている。

前者についてみると、施設設備費等の算入によって、軍艦製造費は1280万円程度に抑えられることになった。旧計画の残額（約1670万円）はすべて軍艦製造費であったので、それは確かに減額されている。ところが、1年当りの軍艦製造費でみると、約334万円→約426万円と増額されているのである。当然のことながら、5年間の計画が3年に短縮されたためである。

後者については、旧計画では軍艦維持費等が別途計上されていたが、新計画ではそれらが含まれておらず、海軍省費内に包摂されている<sup>26)</sup>。旧計画の時期にも、決算においては軍艦維持費の款項が立てられておらず事実上包摂されていたが、計画レベルでは独自の費目として計上されていたのである（表1と表2を参照のこと）。ということは、艦船整備とともに増加しつづける軍艦維持費予算がいかにか計上されているかについては、再編軍拡費（特別費）以外の海軍省費予算の推移からしか推測することができない。

そこで、84年度予算と86年度予算を比較したものが、表12である（85年度は9ヶ月決算のため、除外した）。これによると、海軍省費予算は約206万円増加している。この年度も緊縮の予算であったから、この増加分はほぼ軍艦維持費予算分と想定してよいと思われる。旧計画のそれ（表1を参照）が約80万円であったのに比べて、倍増しているといえる。既に述べたように、旧計画では海軍全体の予算が抑制されたかのような印象を与えるために、軍艦維持費が実際よりも過少に計上されていたのであり、この増加はある意味では当然であったであろう。このように、軍艦維持費が経常費に繰り入れられることによって、海軍省費は増大したのである。

### 3) 小括

軍備部方式の破綻を繕うために、公債を発行することによって財源を確保して、海軍軍拡計画は継続されることとなった。この点では、一般会計とは区別された軍拡費という形式が守られることによって、軍拡費拡大の直接的影響から一般経費を隔離するという方針は維持された。また、これを契機に陸軍の軍拡費を抑制することもできた。

しかしながら、海軍軍拡費は抑制されたとはいえ、計画期間が3年に短縮されたことによって、事実上の増額がなされたといつてよいのである。緊縮派内閣といえども海軍については例外的といえるほどの優遇した予算を与えた、ということができるのである。しかも、それは3年後の新たな軍拡計画の登場を予期せざるをえないものであった。

## 4. 結論

最後に、簡単に結論をまとめておく。軍備部方式の破綻は経費の増加ではなく、デフレーションの進行による予定財源の不足を原因としていた。松方がわざわざ「毎年度要スル所ノ費額ハ予定外ニ出」たと述べているのは、1886年度予算の策定に当たって緊縮財政方針をできるだけ貫徹させようとしていたことから、海軍軍拡費の大幅増額だけは避けたいという意図からなされた発言であったと思われる。しかし、そもそも緊縮財政方針が崩れたのは、83年度以降の軍拡費決定過程において陸海軍の追加予算要求を松方が受け入れたからであった。

海軍が強硬な繰上げ要求で予算を獲得したにもかかわらず、83年度から85年度にかけて実際には支出できなかった原因は、主として外国発注の遅れにあった。それは対外情勢が追い風となって突如巨額の予算を手にしたため、艦隊構想が実行可能な形で整理されておらず、しかも外国に艦船を発注する経験が不足していたためであった。さらに、この過程において海軍内部により巨額の予算を要求する勢力が台頭し、軍備構想の決定はますます混迷の度を深めていったのである。

軍備部方式に基づく軍拡計画の破綻が明らかになった後、政府主流（緊縮）派は陸軍の軍拡を抑制することに成功したが、海軍については巨額の新規要求を認めなかったものの、計画期間を短縮することによって、事実上の増額を認めた。しかも、それはその後の軍拡可能性を予感させるものでもあった。

こうして、内外情勢の変動のなかで現実化した海軍の軍備拡張は、艦船整備の予算消化を順調にこなせなかったにもかかわらず、紆余曲折を経ながらも徐々に肥大化し、この過程において既得権

表 12 海軍予算比較（1884/1886 年度）

	(単位：千円)		
	1884 年度	1886 年度	増 減
海 軍 省 費	3,226	5,285	2,059
興 業 費	99	5	- 94
軍 艦 製 造 費	4,388	3,226	- 1,162
鎮守府設立費		697	697
海 防 水 雷 費		197	197
そ の 他		67	67
合 計	7,712	9,476	1,764

(出典) 史料 [3] および史料 [20] より作成。

を得るまでに至ったと評価しうるのである。

### 【注】

- 1) 深谷 [1995] p.124。
- 2) 史料 [3] p. 5。
- 3) 本稿 (上) では、83 年度決算において増税による軍拡財源は約 382 万円であるのに対して、軍拡費決算額は約 450 万円であったことから、軍備部繰入は実際にはおこなわれなかったと推定した (pp.104-105) が、その論拠となった表 3 の数値が原資料の誤植であることが判明した (この点は、すでに林 [1965] p. 283 に指摘されていた) ので、ここで訂正しておきたい。83 年度造石税決算は 11,302 千円ではなく、12,302 千円であった。それゆえ、軍拡財源は約 482 万円となり、30 万円程度の繰入は可能となる。とはいえ、軍備部繰入決算額は約 157 万円であり、そこには大きな差がある。しかも、本来の財源見積額は 750 万円であった。これらの点からみても、軍備部方式は発足当初から破綻が目に見えていたという評価を変更する必要は認められないのである。
- 4) 史料 [15] 1884 年 5 月 19 日付海軍卿宛主船局長上申 (pp.44-45)。
- 5) 先行文書 (主船六〇二) が不明のため、本案における建造予定艦船の予算が判明しない。
- 6) 史料 [15] 1885 年 2 月 21 日付「艦船製造ノ義ニ付意見重テ上申」(pp.45-47)。
- 7) 史料 [6] 1884 年 10 月 31 日付海軍卿宛軍事部長意見。
- 8) ただし、この予算額ではやや無理があるのではないと思われる。この応酬にみられるように、「甲鉄艦」はこの時期にキーワードとなった感があるが、これは必ずしも厳密に定義づけられたものではなかったのである。
- 9) これらの点については、大澤 [2001] 第 2 章第 3 節を参照。
- 10) 史料 [15] 1885 年 2 月 21 日付「艦船製造ノ義ニ付意見重テ上申」(pp.45-47)。
- 11) 史料 [16] pp.20-21。この提議は月日不詳であるが、7 月頃と推定される。この点は高橋 [1995] p.205 を参照。
- 12) これについて、高橋 [1995] は「海軍本来の要求は前者であり、後者はそれが実現できないときの次善の策と位置付けられていたと見るべきだろう。海軍の中心的潮流は甲鉄艦導入論だったのである」(p. 213) と述べている。前者が優勢であったことはたしかであろうが、総額において両案はあまりにもかけ離れすぎており、前者は願望であっても現実的プランとはいえないであろう。大澤 [2001] が「川村海軍卿自身は既定軍拡予算残高内で水雷学派の海軍編成構想に与していた」(p.61) と述べているように、当時の財政状況を全く無視して海軍卿が前者の主張をおこなうとは考えがたいので、この 2 案併記は川村が海軍内をまとめきれなかったことを意味するようになると思われる。
- 13) 以上の点は、高橋 [1995] 第 1 編第 2 章 2 節および大澤 [2001] 第 3 章を参照。
- 14) 大澤 [2001] p.94。
- 15) 高橋 [1995] p.224。
- 16) 史料 [17] 1885 年 12 月 3 日付「十八年度軍艦製造費増額ノ義上請」および史料 [15] 1885 年 12 月 4 日付、太政大臣宛海軍卿文書 (p.47)。
- 17) 高橋 [1995] pp.216-217。そうした立場からすれば、この要求はいかにも中途半端なものであった。というのは、83・84 年度の未消化予算は約 137 万円もあったのであるから、艦隊編成上からいっても 2 艦要求してしかるべきであったのである。
- 18) 史料 [17] 1886 年 1 月 13 日付「海軍省稟申十八年度軍艦製造費増額ノ件」に対する指令案。
- 19) ベルタンについては、篠原 [1988] pp.188-192、および海軍歴史保存会 [1995] pp.266-281 を参照のこと。
- 20) これについては、とりあえず大澤 [2001] pp.114-121 を参照のこと。ただし、この経緯には不明な点が多い。
- 21) 史料 [18] 1886 年 2 月 20 日付「艦隊組織ノ計画」。
- 22) 大澤 [2001] p.118。
- 23) 高橋 [1995] p.218。
- 24) 史料 [4] pp.22-23。
- 25) 高橋 [1995] は「海軍の膨大な追加建艦要求を否定するとともに、財政当局も必要と見ていた鎮守府の新



設など新規事業を海軍側の自己負担の形でおこなわせたものであり、財政当局よりすれば、その緊縮方針を海軍についてつらぬきえた」(p.220)と述べている。

26) この点は、佐藤 [1964] p.16 においても指摘されている。

### 【参考文献】

大澤博明『近代日本の東アジア政策と軍事』成文堂、2001年  
海軍歴史保存会『日本海軍史』第1巻、1995年  
佐藤昌一郎「企業勃興期における軍拡財政の展開」『歴史学研究』295号、1964年  
篠原宏『日本海軍お雇い外人』中央公論社、1988年  
高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、1995年  
林健久『日本における租税国家の成立』東京大学出版会、1965年  
深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』お茶の水書房、1995年

### 【史料】

- [1] 伊藤博文編『秘書類纂 財政資料』中巻、原書房復刻版、1970年 [原本は1936年]
- [2] 伊藤博文編『秘書類纂 兵政関係資料』、原書房復刻版、1970年 [原本は1935年]
- [3] 『歳入歳出決算報告書』明治十六・十七・十八年度 (大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第六巻、明治文献資料刊行会版、1963年)
- [4] 大東文化大学東洋研究所編『松方正義関係文書』三、1981年
- [5] 伊藤博文編『秘書類纂 財政資料』下巻、原書房復刻版、1970年 [原本は1936年]
- [6] 海軍省編『川村伯爵ヨリ還納書類』五 (防衛庁防衛研究所戦史部図書館、所蔵)
- [7] 斎藤實文書「巡洋艦噸傍号始末等調査報告」(国会図書館憲政資料室、所蔵)
- [8] 海軍省編『公文備考別輯』<新艦製造部エスメラルダ号購入> (防衛庁防衛研究所戦史部図書館、所蔵)
- [9] 大山梓編『山縣有朋意見書』原書房、1966年
- [10] 海軍省編『公文備考別輯』<新艦製造部浪速艦、上> (防衛庁防衛研究所戦史部図書館、所蔵)
- [11] 外務省編『外務省記録』<各国へ軍艦建造並購入方交渉雑件 英国ノ一> (外務省外交史料館、所蔵)
- [12] 海軍参謀本部『英国及各国海軍』、刊行年不詳。なお、海軍参謀本部が存在した時期は1888年5月12日から89年3月7日までである。
- [13] 海軍省編『公文備考別輯』<新艦製造部噸傍艦、上> (防衛庁防衛研究所戦史部図書館、所蔵)
- [14] 横須賀海軍工廠『横須賀海軍船廠史』第二巻、原書房復刻版、1973年 [原本は1915年]
- [15] 海軍省編『海軍制度沿革』巻八、原書房復刻版、1971年 [原本は1941年]
- [16] 海軍大臣官房編『海軍軍備沿革』巖南堂書店復刻版、1970年 [原本は1934年]
- [17] 『公文雑纂』<明治十九年大蔵省1-11> (国立公文書館、所蔵)
- [18] 海軍省編『川村伯爵ヨリ還納書類』三 (防衛庁防衛研究所戦史部図書館、所蔵)
- [19] 『松方家文書』「臨時予算書」(国会図書館憲政資料室、所蔵)
- [20] 『歳入歳出総決算報告書』明治十九年度 (国会図書館、所蔵)

[付記：本稿は、財団法人福武学術文化振興財団平成13年度研究助成金に基づく研究成果の一部であります。前稿等において14年度と記したのは13年度の誤りでした。この場を借りて、関係者各位にお詫び申し上げます。]